

令和6年度和歌山県農業農村振興委員会 日本型直接支払制度推進部会

多面的機能支払事業 実施状況及び令和7年度の取組について

令和7年3月18日

和歌山県 農林水産部

農林水産振興課 里地里山振興室



多面的機能支払事業の実施状況について

2

【本日の構成】

1. 多面的機能と日本型直接支払制度の概要
2. 多面的機能支払制度の概要
3. 令和6年度取組状況
4. 取組面積及び予算の推移
5. 令和7年度の拡充事項について
6. 令和6年度の推進啓発について
7. 令和7年度の推進啓発について

1. 多面的機能と日本型直接支払制度の概要

3

1. 多面的機能と日本型直接支払制度の概要

4



1. 日本型直接支払制度の概要

5

【背景】

- 農村地域の高齢化、人口減少により地域の共同活動によって支えられている多面的機能(国土保全、水源涵養、景観形成等)の発揮に支障
- 農地集積が進む中で、水路・農道等の管理に係る負担が担い手に集中



農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号) 制定

(基本理念) 第二条

- 農業の有する多面的機能は、その発揮により国民に多くの恵沢をもたらすものであり、食料その他の農産物の供給の機能と一体のものとして生ずる極めて重要な機能である。
- 多面的機能の発揮の促進に当たってはその発揮に不可欠であり、かつ、地域における貴重な資源である農用地の保全を長年にわたって営まれたように、今後も地域の共同活動とし実施されるよう推進が図られなければならない。

⇒日本型直接支払の取組が法律に位置付けられる

1. 日本型直接支払制度の概要

6

◆多面的機能支払

: 地域の共同活動を支援

◆中山間地域等直接支払

: 農業生産条件の不利を補正

◆環境保全型農業直接支払

: 自然環境保全に資する農業生産活動の追加的コストを支援



2. 多面的機能支払制度の概要

7

2. 多面的機能支払制度の概要

8

◎多面的機能支払交付金の目的

- 地域資源の適切な保安全管理の推進により、農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮
- 担い手農家への農地集積等構造改革を後押し

多面的機能を支える
地域資源の質的向上を図る
共同活動を支援する

多面的機能支払交付金の活動項目と要件



2. 多面的機能支払制度の概要

9

◎支援の対象となる組織

: 活動組織もしくは広域活動組織

○活動組織・広域活動組織の構成員

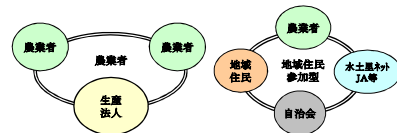
: 農業者・非農業者・各種団体(自治会・土地改良区など)

※資源向上(共同活動)に取り組むには農業者以外が組織に参加することが必要

○広域活動組織の要件

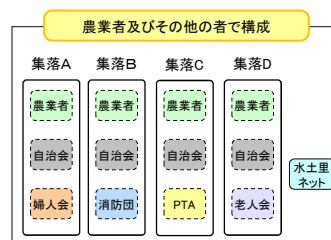
: 対象区域内農用地200ha以上もしくはS25.2.1時点の市町村区域程度

※中山間地域等は50ha以上もしくは3集落以上



◎対象となる農用地

- ・農振農用地区域内の農用地
- ・農振農用地区域外で、一体となって
保安全管理すべき農用地



3. 令和6年度取組状況

10

3-1.農地維持支払の取組状況(令和6年度) 11

市町村名	活動組織数	RS 組織数	農地維持支払(共同) 資源向上支払(共同) 資源向上支払(長寿命化)のいずれかに取り組む組織					対前年増減 (RS-RS)	
			【交付対象農用地面積】			RS面積	1組織あたり平均面積	組織数	取組面積
			田	畑	RS面積				
和歌山市	1	1	17.4	14.9	2.5	17.4	17.4	0	0
海南市	37	37	1,000.3	36.9	963.4	1,000.7	27.0	0	-8.4
紀美野町	4	4	34.1	9.6	24.5	34.1	8.5	0	0
紀の川市	57	58	1,969.1	737.5	1,231.6	1,933.5	34.5	-1	+35.6
橋本市	20	21	201.1	143.4	57.7	214.6	10.1	-1	-13.5
かつらぎ町	15	16	262.3	61.9	200.4	283.9	17.5	-1	-21.6
九度山町	2	2	37.1	23.2	13.9	37.1	18.6	0	0
高野町	1	1				6.2		-1	-6.2
有田市	11	11	467.0	14.2	452.8	467.3	42.5	0	-0.3
湯淺町	5	5	336.6	1.9	334.7	336.7	67.3	0	-0.1
広川町	12	12	368.2	69.9	298.3	368.3	30.7	0	-0.1
有田川町	51	49	1,557.2	77.1	1,480.1	1,466.3	30.5	+2	+90.9
御坊市	7	7	176.7	141.6	35.1	178.1	25.2	0	-1.4
美浜町	1	1	41.1	40.4	0.7	41.1	41.1	0	0
日高町	16	16	153.9	152.8	1.2	154.0	9.6	0	-0.1
由良町	3	3	71.3	30.3	40.9	71.3	23.8	0	0
印南町	6	6	118.0	75.9	42.1	118.0	19.7	0	0
みなべ町	16	16	760.1	68.8	691.3	755.5	47.5	0	+4.6
日高川町	19	19	344.8	147.2	197.7	346.6	18.1	0	-1.8
田辺市	16	16	559.1	29.0	530.1	557.2	34.9	0	+1.9
白浜町	16	16	281.9	211.3	70.6	281.9	17.6	0	0
上富田町	13	13	206.5	86.9	119.6	207.3	15.9	0	-0.8
すさみ町	3	3	40.3	35.7	4.6	42.2	13.4	0	-1.9
新宮市	1	1	40.5	40.3	0.2	40.5	40.5	0	0
那智勝浦町	3	3	98.5	94.4	4.1	98.5	32.8	0	0
古座川町	2	3	17.8	17.7	0.0	18.8	8.9	-1	-1.0
25市町	337	340	9,161	2,363	6,798	9,085	27.2	-3	+76

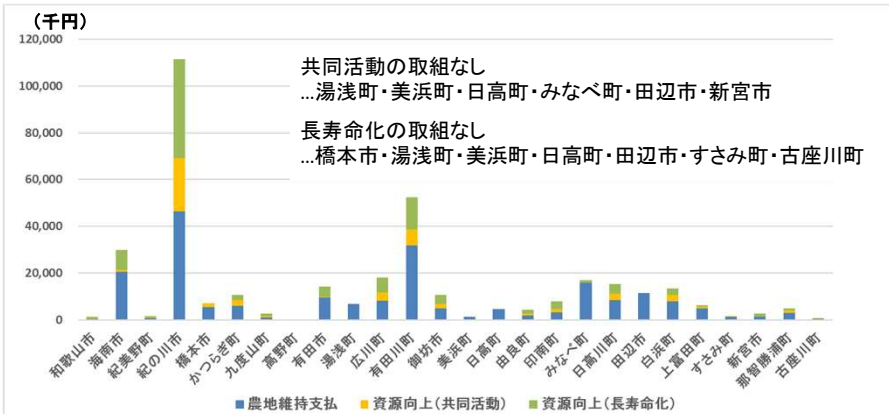
3-2.資源向上支払の取組状況(令和6年度) 12

市町村名	RS 活動組織数	RS 組織数	資源向上支払(共同) 資源向上支払(長寿命化)のいずれかに取り組む組織				対前年増減 (RS-RS)	
			【交付対象農用地面積】		RS面積	1組織あたり平均面積	組織数	取組面積
			田	畑				
和歌山市	1	1	17.4			17.4	0	+17.4
海南市	4	4	175.0	80.9			0	+94.1
紀美野町	2	2	75.7	19.1			0	+56.7
紀の川市	53	53	1,862.1	1,823.5			0	+38.5
橋本市	6	6	110.1	110.1			0	+0.0
かつらぎ町	8	8	183.7	204.2			0	-20.5
九度山町	2	2	37.1	37.1			0	0
高野町	1	1		6.2			-1	-6.2
有田市	1	1	31.3	31.5			0	-0.2
湯淺町							0	0
広川町	11	11	365.1	365.3			0	-0.1
有田川町	18	18	739.1	668.2			0	+70.9
御坊市	7	7	176.7	178.1			0	-1.4
美浜町							0	0
日高町							0	0
由良町	3	3	71.3	71.3			0	0
印南町	6	6	118.0	118.0			0	0
みなべ町							0	0
日高川町	12	12	237.2	238.7			0	-1.5
田辺市							0	0
白浜町	9	9	159.1	159.1			0	0
上富田町	4	4	53.6	53.6			0	0
すさみ町	1	1	16.9	18.8			0	-1.9
新宮市							0	0
那智勝浦町	2	2	60.4	60.4			0	0
古座川町	1	1	5.9	5.9			0	0
19市町	151	151	4,496	4,250			-	+246

市町村名	RS 活動組織数	RS 組織数	資源向上支払(長寿命化)に取り組む組織				対前年増減 (RS-RS)	
			【交付対象農用地面積】		RS面積	1組織あたり平均面積	組織数	取組面積
			田	畑				
和歌山市	1	1	17.4		17.4	17.4	0	-0.0
海南市	12	12	503.6	509.3	0		-5.7	
紀美野町	2	2	19.1	19.1	0		+0.0	
紀の川市	54	53	1,907.9	1,829.7	+1		+78.2	
橋本市							0	0
かつらぎ町	2	2	73.8	73.3	0		+0.5	
九度山町	2	2	37.1	37.1	0		0	0
高野町							0	0
有田市	4	4	273.8	274.4	0		-0.6	
湯淺町							0	0
広川町	9	9	321.9	322.0	0		-0.1	
有田川町	20	17	868.9	618.4	+3		+250.5	
御坊市	6	6	128.6	129.8	0		-1.2	
美浜町							0	0
日高町		1			17.9	-1		-17.9
由良町	3	3	71.3	71.3	0		0	0
印南町	6	6	118.0	118.0	0		0	0
みなべ町	2	2	63.4	63.4	0		-0.1	
日高川町	8	9	217.1	255.7	-1		-38.6	
田辺市							0	0
白浜町	2	2	81.7	81.7	0		0	0
上富田町	3	4	31.5	61.0	-1		-29.5	
すさみ町							0	0
新宮市	1	1	40.5	40.5	0		0	0
那智勝浦町	1	1	23.5	23.5	0		0	0
古座川町							0	0
19市町	138	137	4,799	4,564	+1		+236	

3-3.令和6年度取組状況(交付金関係)

13



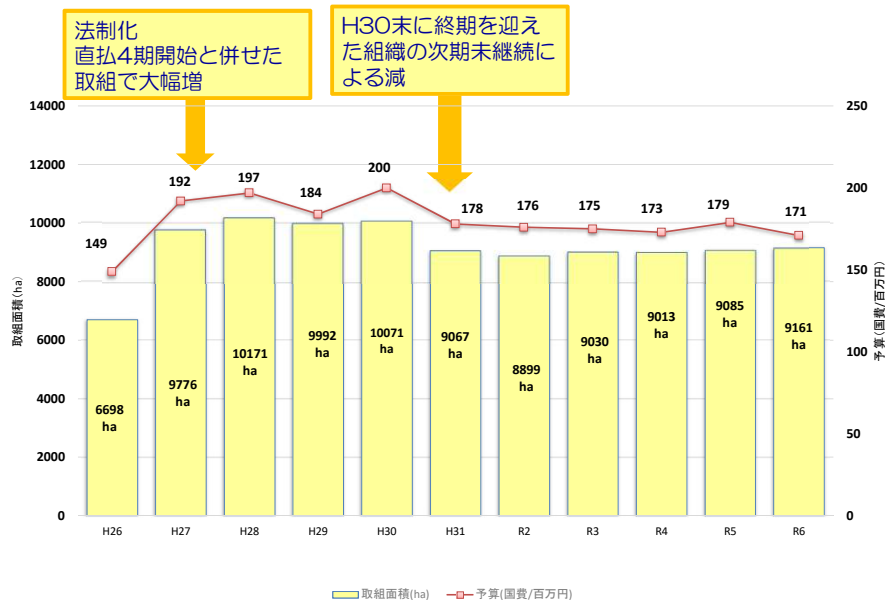
	農地維持支払	資源向上(共同活動)	資源向上(長寿命化)
要望額(円)	205,805,751	52,227,485	124,635,468
交付額(円)	205,805,751	52,227,485	98,711,690
充当率(%)	100	100	79.2

4. 取組面積及び予算の推移

14

4.取組面積及び予算の推移(和歌山県)

15



5. 令和7年度の改正点について

16

5-1 令和7年度拡充事項について

①組織の体制強化への支援

→活動組織の広域化と活動支援班の設置による加算

②広域活動組織における活動支援班の設置及び活動の実施

→活動支援班の集落をまたぐ活動における加算

③環境負荷低減の取組

→長期中干し等の水管理を伴う取組への支援を加算措置に追加

④水管理を通じた環境負荷低減活動の強化

→長期中干し等の水管理を伴う取組への加算

17

5-2組織の体制強化への支援

18

➤ 令和7年度からの加算措置の拡充事項として、「組織の体制強化への支援」が追加

◎目的

活動組織の広域化と活動支援班の設置による体制強化を促進するための支援

◎加算要件

広域活動組織の設立と活動支援班の設置を併せて行う場合に、1組織あたり40万円を交付



項目	交付単価
組織の体制強化への支援	組織の広域化と活動支援班※の設置を併せて行うこと
	40万円/組織

※広域活動組織内の集落をまたいで共同活動を支援することを目的として設置される班

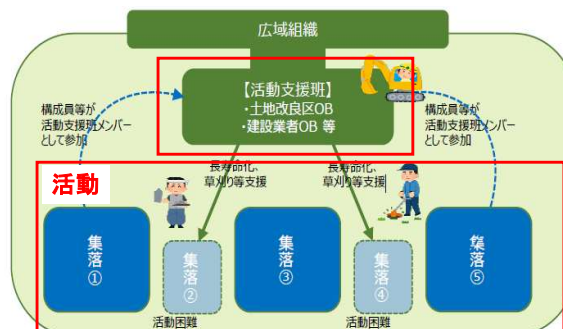
5-2 広域活動組織における活動支援班の設置及び活動の実施 19

- 多面的機能の更なる増進への支援の項目に「広域活動組織における活動支援班の設置及び活動の実施」

【加算措置】

項目		(円/10a)	
		都府県	北海道
多面的機能の更なる増進への支援	多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上増加させる場合等 (加算対象活動に「広域活動組織における活動支援班※の設置及び活動の実施」、「水管理を通じた環境負荷低減活動の強化」の項目を新たに追加)	田	400
		畑	240
		草地	40

◎要件
組織の体制強化への支援により設置された活動支援班が集落をまたいで共同活動を行うことに対する加算



5-3 環境負荷低減の取組への支援 20

- 令和7年度からの加算措置の拡充事項として、「環境負荷低減の取組への支援」を追加

◎目的
地域共同で行う環境負荷低減の取組みを促進するため

◎加算要件
化学肥料・農薬5割低減の取組と合わせて、長期中干し等の水管理を伴う取組5項目の加算措置

			(円/10a)	
項目			交付単価	
環境負荷低減 の取組への支 援	化学肥料と化学合成農 薬を原則 5 割以上低 減する取組と併せて環 境負荷軽減に取り組む 面積が増加する場合	長期中干し	800	
		冬期湛水	4,000	
		夏期湛水	8,000	
		中干し延期	3,000	
		江の設置等	作溝実施	4,000
			作溝未実施	3,000



長期中干し



江の設置



冬期湛水

5-3水管理を通じた環境負荷低減活動の強化

21

- 多面的機能の更なる増進への支援の項目に、「水管理を通じた環境負荷低減活動の強化」を追加

【加算措置】

(円/10a)

項目		都府県	北海道
多面的機能の更なる増進への支援	多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上増加させる場合等 (加算対象活動に「広域活動組織における活動支援班※の設置及び活動の実施」、「水管理を通じた環境負荷低減活動の強化」の項目を新たに追加)	田	400
		畑	240
		草地	40

◎加算要件

化学肥料の5割低減の取組みの要件なしに、環境負荷低減の5項目中から選ぶ取組みを行うことで加算

項目	
環境負荷低減の取組への支援	化学肥料と化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と併せて環境負荷軽減に取り組む面積が増加する場合
	長期中干し
	冬期湛水
	夏期湛水
	中干し延期
	江の設置等
	作溝実施
	作溝未実施

6. 令和6年度の推進啓発について

22

6-1.令和6年度の推進啓発について

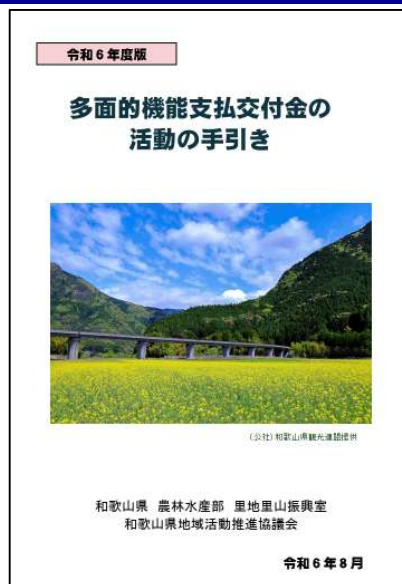
23

- ①研修会の開催
→活動組織を対象とした事務研修会と模擬WSの開催
- ②土地改良区受益地への推進
→土地改良区の推進活動と推進協議会への加入
- ③広報活動
→県内優良事例の紹介、制度の周知等
- ④和歌山県内の活動組織に対してアンケート調査を実施

6-2.事務研修会の開催

24

- 活動組織を対象とした事務研修会
- ・和歌山県と地域活動協議会が共同で作成した「活動の手引き」を活用し、活動組織の事務のポイントや多面的の基礎的な知識について解説。
 - ・今回、研修会に参加しなかった活動組織にも「活動の手引き」を配布



6-2. 模擬ワークショップの開催

25

➤ 活動組織を対象としたワークショップ

- ・県外から地域づくりの講師を招き、模擬ワークショップを開催

- ・県外の地域づくりの優良事例を紹介



三重県勢和町立梅用水の活動のきっかけ
30kmに及ぶ水路の改修によって、却って兼業農家が水路に関心薄くなった。
用水路整備により便利になって、農業への関心が減り、同時に連帯感が無くなった。

1993年～改良区と住民が協働で「あじさい1万本運動」
挿し木で増やし、休耕田で育て、地域の農家が、ボランティアで水路の法面に植えていった。日本一の長さ！



6-3. 土地改良区受益地への推進

26

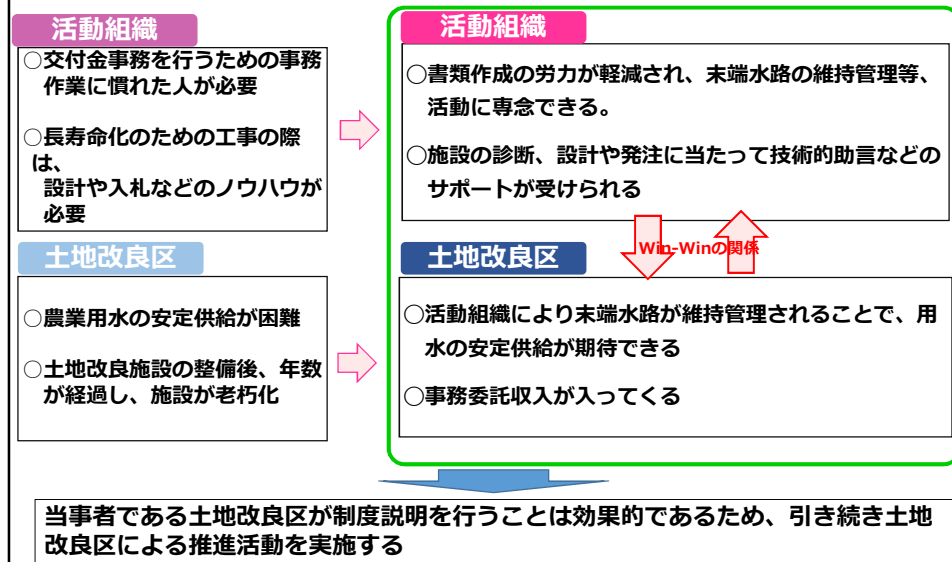


現状：近年の少子高齢化や農地転用に伴う受益者の減少により、末端水路の維持管理が困難となり、末端受益までの農業用水の安定的な供給が困難となっている

課題：いかにして末端水路の管理を継続するか

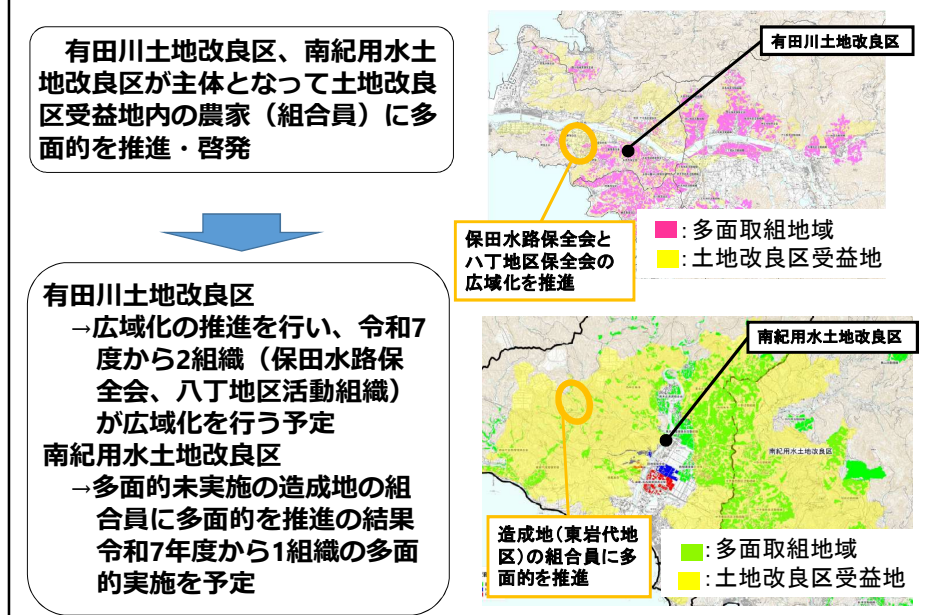
6-3.土地改良区受益地への推進

27



6-3.土地改良区の受益地への推進

28

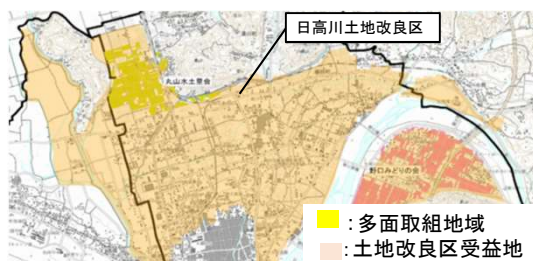


6-3.土地改良区の受益地への推進

○日高川土地改良区へ受益地での活動組織との連携について提案を行う



○令和7年度からの土地改良区が受益地での推進活動を行うことが決定した。



29

6-4.広報紙の発行

30

➤活動組織向け広報紙「みんなのためN☺だより」発行

◎広報紙の内容

○県内活動事例の紹介

○森岡田人の会(御坊市)

休耕田を利用した花の迷路

小学生の田植え体験

○情報提供

- ・事務研修会開催のお知らせ
- ・熱中症対策に関するお知らせ
- ・事故防止についてのお知らせ



6-5.県内の活動組織へのアンケート調査

31

- ①県内の活動組織構成員に事務研修会のアンケート調査を実施
 - ・WSを地域で活用したいかを調査
- ②調査結果についての検討
 - WSの活用については11組織がぜひ活用したいと回答
- ③調査結果に対しての今後の検討
 - ・令和7年度は活用したいとの回答があった11組織に対してWSの推進を行う

7. 令和7年度の推進啓発について

32

7-1.令和7年度の推進啓発について

33

①資源向上支払（共同活動）の推進

→人手が不足している活動組織と地域内外の非農家等が共同で活動を実施する体制の構築を支援

②田んぼダムの推進

→地域の水害リスクの軽減のために、基盤整備が整っている地区に対して、田んぼダムの支援を推進する

③活動組織と土地改良区連携の推進

→安定的に活動を継続するために、土地改良区と活動組織の連携を推進

7-2.資源向上支払（共同活動）の推進

34

◆人手不足が見込まれる活動組織については、ワークショップを開催し、農業者と非農業者が話し合うきっかけを提供する

◆ワークショップによる活動計画の策定後、農業者と非農業者が継続的に共同活動を行うことができるよう、活動の体制づくりを支援

◆資源向上支払（共同活動）の活動内容についても、非農業者が活動に参加しやすいものを啓発していき、活動参加のきっかけづくりを支援



効果：これまでの「農業者中心の取組」が「地域全体の取組」となり、安定的な取組が期待される

7-3.田んぼダムの推進啓発

35

◎田んぼダムとは

...大雨時に河川や水路の水位の急上昇を抑えることで
下流域の湛水被害リスクを低減させること目的に、
水田の排水口に流出量を抑制するため落水量調整装置を
設置する等して雨水貯留能力を人為的に高める取組



落水柵：フィールドゲート

◎田んぼダムの加算要件

水田の雨水貯留機能の強化
(田んぼダム) への支援

資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積の1/2以上で取り組む場合

◎田んぼダム加算単価
10aあたり400円の加算
を受けることができます

加算単価(円/10a)

	都府県	北海道
田	400	320

7-3.田んぼダムの推進啓発

36

◎基盤整備が整っている地区を中心に田んぼダムを啓発

現在、ほ場整備が行われており、基盤整備の整っている活動組織に赴き
田んぼダムの啓発をおこなう



効果

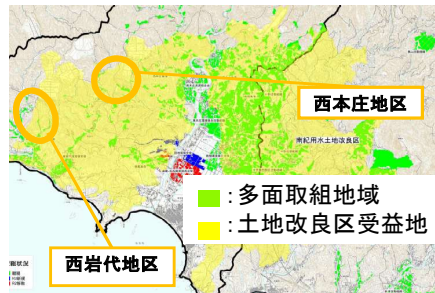
- ①活動組織に赴き、実際に現場で説明を行うことで、取り組みのイメージが
わき取り組みやすい
- ②県内で田んぼダムの事例を増やすことで、未実施組織が取組をしやすい環
境をつくる。

7-4.活動組織と土地改良区連携の推進

37

③活動組織と土地改良区連携の推進

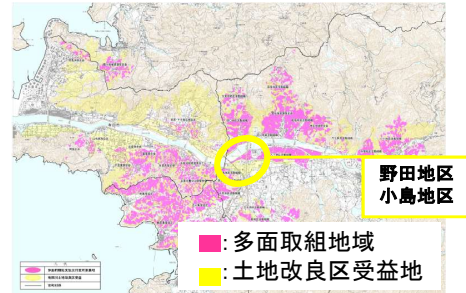
南紀用水土地改良区



南紀用水土地改良区

多面的に取り組んでいない造成地（西岩代地区、西本庄地区）に新規取組に向けて推進・啓発

有田川水土地改良区



有田川土地改良区

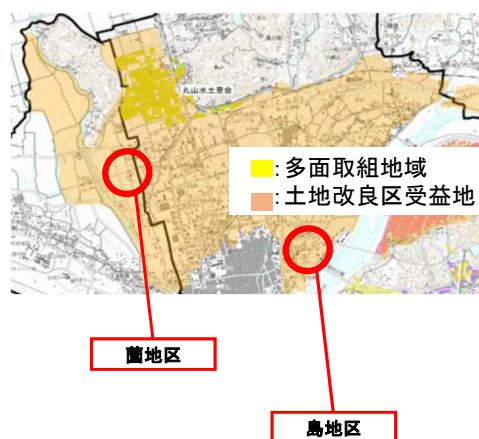
多面的に取り組んでいない地区（野田地区、小島地区）に既存の活動組織（八丁地区等）の編入に向けて推進・啓発

7-4.活動組織と土地改良区連携の推進

38

③活動組織と土地改良区連携の推進

日高川土地改良区



日高川土地改良区
令和7年度から推進活動を行い、多面的に取り組んでいない受益地（島地区、藺地区）に新規取組に向けて推進・啓発

7-4.活動組織と土地改良区連携の推進

39

3つの改良区（南紀用水、有田川、日高川土地改良区）以外の土地改良区にも、推進組織の加入について提案する。



効果：土地改良区の受益地に農業用水の安定的な供給が期待される

※想定土地改良区

小田井土地改良区

荒見井土地改良区

